マリーナビ 規約

2018年　4月　　改訂

1、　お見合いの申込みは、１回に4人、１ヶ月に20人までとさせていただきます。

2、　お見合い申込みの連絡を受けた場合、お見合いをするか、しないか、必ず３日以内に連絡ください。

3、　お見合い後、交際を希望するか、お断りするか、必ず翌日の昼までにご連絡ください。

⑴ お見合い当日は電話番号、メールアドレス等の交換はしないでください。
交際終了時には、お相手の個人情報は破棄してください。

⑵ お付き合いされる場合は、３ヶ月を目安とします。１ヶ月に一度は交際の経過、状況を必ず当方に報告してください

4、　お見合い決定後の約束取り消しや遅刻はマナー違反になり、罰金が発生します。

5、　提出書類に虚偽の記載があった場合、また変更があっても届け出がなかった場合、
お見合い後に一度断り、その後当方には内緒の上、双方同志で無断で交際をした場合、
当方の信用を著しく失墜したり、相手方に対して不都合な行為をしたと認められる場合、
また、その他規則に違反した場合は、いかなる理由があろうとも入会を取り消し、
違約金をいただき、退会とみなします。この場合は諸費用の一切を返却いたしません。
《　重婚 ・ 金銭の貸借 ・ 交際の事実を隠している場合 ・ セクハラ行為 ・ 虚偽の申請　》

6、　以下の場合は、違約金　１万円を頂きます

⑴ お見合いのお申込みをされた（受けた）場合、その後に自己都合でキャンセルされた場合。

⑵ お見合いをする前に、お相手方や職場を勝手に訪問したり、聞き合わせに行かれた場合。

7、　ご結婚、または退会が決まりましたら、必ずご連絡ください。
お預かりしています書類の一切を郵送にて、お返しいたします。

8、　成婚お礼の違約金を頂く場合
当方に内緒で、会員同士の結婚が発覚した場合は、いかなる理由があろうとも、
成婚料の倍額を、違約金としていただきます。

9、　個人情報は、必ず厳守いたします。申込者とお相手の調査はいたしません。

成婚料のお支払いについて

当方のお世話は、ご紹介から双方の結婚の意思が確認された時点までとします。プロポーズを受けた時点から、１週間以内に速やかに納めてください。

※ 会員同士での一泊以上の旅行が発覚した時点でも成婚とみなされます。

休会について

休会後6ヶ月が経過した場合は、自動的に退会となります。

その際入会時にお預かりした必要書類は返却させていただきます。

※　規約は、司法書士事務所　封建　　加藤卓俊先生の指導にて作成しております。

ＩＢＪ日本結婚相談所連盟正会員 ・良縁の会正会員 ・ＮＰＯ法人「良縁の会 ひまわり」所属

マリーナビ　代表　勝 野 武 彦　（仲人士　平２１－０４５０２号）

〒 501-0235　岐阜県瑞穂市十九条445-1　TEL (058)326-2238 (代)　FAX (058)326-2239